

○うきは市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱

(平成 25 年 3 月 7 日告示第 22 号)

改正 平成 26 年 7 月 8 日告示第 43 号 平成 30 年 12 月 12 日告示第 79 号
令和 2 年 4 月 21 日告示第 31 号

(目的)

第 1 条 この告示は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）
第 44 条の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免に関し、必要な事項を定める
ものとする。

(対象者)

第 2 条 法第 44 条第 1 項に規定する特別な理由がある被保険者は、次の各号のいづれ
かに該当する一部負担金の支払の義務又は納付の義務を負う世帯主（擬制世帯主を
含む。）又は世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、精神又は身体
に著しい障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する災
害により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(一部負担金の徴収猶予)

第 3 条 市長は、世帯主等が前条の各号のいづれかに該当したことにより、その生活が
困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、
6 箇月以内の期間を限って、一部負担金の徴収を猶予するものとする。

(一部負担金の減免及び免除)

第 4 条 市長は、世帯主等が第 2 条の各号のいづれかに該当したことにより、その生活
が著しく困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請
により、3 箇月以内の期間を限って、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは
納付を免除するものとする。ただし、市長は、世帯主の申請により、引き続き一部
負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除する必要があると認めるときは、
当該期間を更新又は延長することができるものとする。

- 2 収入の減少の認定に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯を対象
とする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
 - (2) 世帯主等の収入の額の合計額が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定の適用があるものとして同法第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる扶助について同法第 8 条第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に 1 0 0 0 分の 1 1 5 5 を乗じて得た額（以下「基準額」という。）以下であり、かつ、当該世帯主等の預貯金の額の合計額が、基準額の 3 箇月分に相当する額以下である世帯
- 3 一部負担金の減免及び免除の期間は、療養に要する期間を考慮し、1 箇月単位の更新制で 3 箇月までを標準とする。ただし、市長が必要と認めるときは 3 箇月までに期間を制限するものではない。
- また、被保険者に対しては、療養に要する期間が長期に及ぶ場合等については、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、相談並びに指導しなければならない。

（申請）

第 5 条 第 3 条及び前条の規定による一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ市長に対し、一部負担金減額・免除・執行猶予申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

（通知）

第 6 条 市長は、前条の申請に係る処分を決定したときは、一部負担金減額・免除・執行猶予証明書（様式第 2 号）を発行するとともに、その旨申請者に通知するものとする。

（取消）

第 7 条 市長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についての徴収猶予を取り消し、これを一時的に徴収できる。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当であると認められるとき。
 - (2) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がいる場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すもの

とする。この場合において、被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、市長は直ちに減免を取り消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年7月8日告示第43号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則(平成30年12月12日告示第79号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後のうきは市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱の規定は、平成30年10月1日から適用する。

附 則(令和2年4月21日告示第31号)

- 1 この告示中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のうきは市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免取扱要綱の規定は、令和元年10月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

[別紙参照]